

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の改正概要
(令和6年4月1日からの変更)

1 届出、変更届、実績報告書の提出先が保健所から循環社会推進課に変更になります。

届出、変更届、実績報告書について、これまで保健所へ提出していただいておりますが、今後は循環社会推進課に直接提出してください。なお、事前協議書については、これまでどおり各保健所に提出してください。

変更前		変更後	
提出先		提出先	
保健所	循環社会推進課	保健所	循環社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議書 ・ 届出 ・ 変更届 ・ 実績報告書 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>届出</u> ・ <u>変更届</u> ・ <u>実績報告書</u>

2 提出書類の1部に受付印を押して返却していましたが、今後は返却がなくなります。

事前協議書、届出、変更届、実績報告書を提出いただいた際、これまで、提出書類の1部返却を行っていましたが、今後は返却がなくなります。事業者の皆様におかれましては、控えとして提出書類の写しを必ず保管してください。

※届出を提出する際には、承認通知書もしくは前年度の届出の写しが必要ですので、御注意ください。

3 保健所に提出する事前協議書の提出部数は2通、循環社会推進課へ提出する届出、変更届、実績報告書の提出部数は1通になります。

変更前		変更後	
手続	提出部数	手続	提出部数
事前協議書	3通	事前協議書	<u>2通</u>
届出	3通	届出	<u>1通</u>
変更届	3通	変更届	<u>1通</u>
実績報告書	3通	実績報告書	<u>1通</u>

4 法人の代表者が変更となった場合も変更届が必要となります。

事前協議者が法人の場合、これまで、法人の名称、所在地、排出事業場の名称が変更となった場合に変更届が必要でしたが、今後は法人の代表者が変更になった場合も変更届が必要となります。

※工場長や支店長、部門長等が代表者として事前協議している場合は、その方が変更となった場合に変更届が必要です。

変更前	変更後
変更届の対象（法人）	変更届の対象（法人）
<ul style="list-style-type: none">・ 名称・ 所在地・ 排出事業場の名称	<ul style="list-style-type: none">・ 名称・ 所在地・ 排出事業場の名称・ 法人の代表者